

非常勤職員等の職員共済組合の加入について

令和4年10月1日以降も横浜市役所で働く予定の方

協会けんぽ等^(※1)に加入中の非常勤職員等の皆様

令和4年10月1日 から

健康保険が変わります

年金制度改正法に伴い、協会けんぽに加入している非常勤職員等の方、また「被用者保険適用拡大(裏面参照)」により国民健康保険や親族の健康保険被扶養から新たに健康保険に加入することになる非常勤職員等の方は、令和4年10月1日から、横浜市職員共済組合の組合員として、短期給付(保険証、高額療養費等)・福祉事業が適用されることとなります。

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)
氏名	横浜 太郎
生年月日	平成4年7月18日
性別	男
全国健康保険協会 神奈川支部	

横浜市職員共済組合 組合員証	本人 組合員	0007807900
記号 100 番号 111111 (枝番)00		令和4年10月1日交付
横浜市 City of Yokohama	ヨコハマ タロウ	氏名 横浜 太郎
		性別 男
		生年月日 平成4年7月18日
		資格取得年月日 令和4年10月1日
発行機関所在地	横浜市中区本町6丁目50番地1 TEL.045-671-3402	
保険者番号	32140311	
名称	横浜市職員共済組合	

協会けんぽ等から共済組合になります

適用日 令和4年10月1日 から

対象者 ○会計年度任用職員パートタイム^(※2)・特別職非常勤
(裏面の被保険者加入要件に満たない者を除く)

○会計年度任用職員フルタイム(任用から12月以内)

○再任用短時間

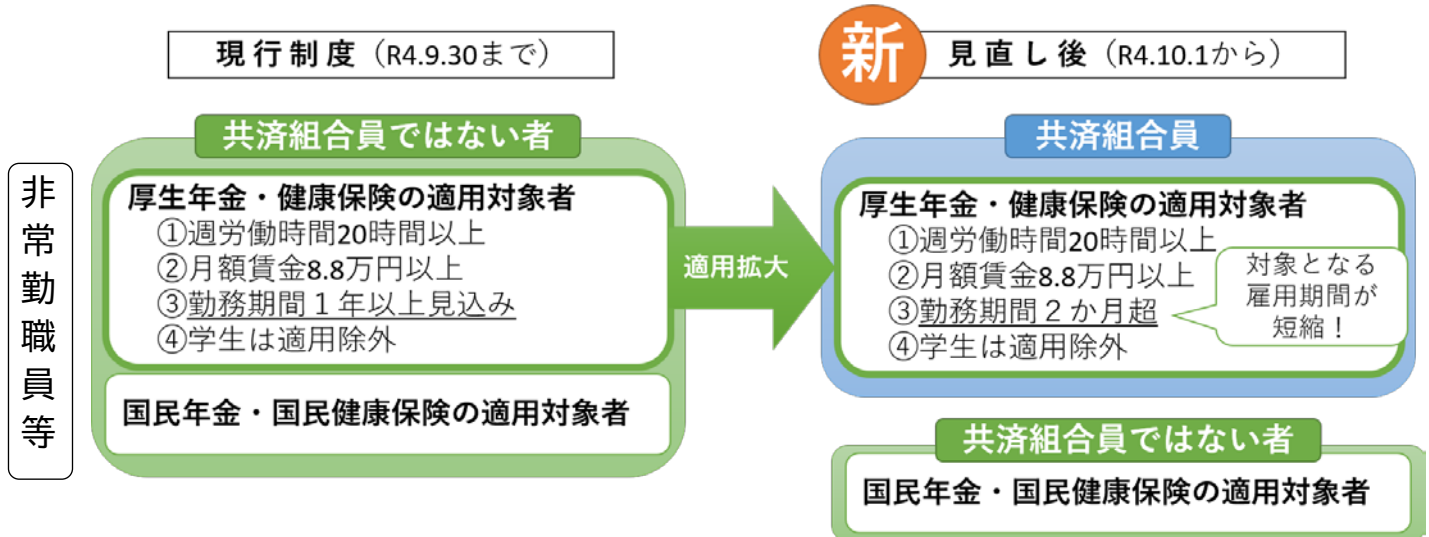
(※1) 国民健康保険の方、親族の健康保険被扶養者の方も、被保険者の加入要件を満たした場合は新たに健康保険(共済組合)加入することになります。

裏面Q&Aもご参照ください

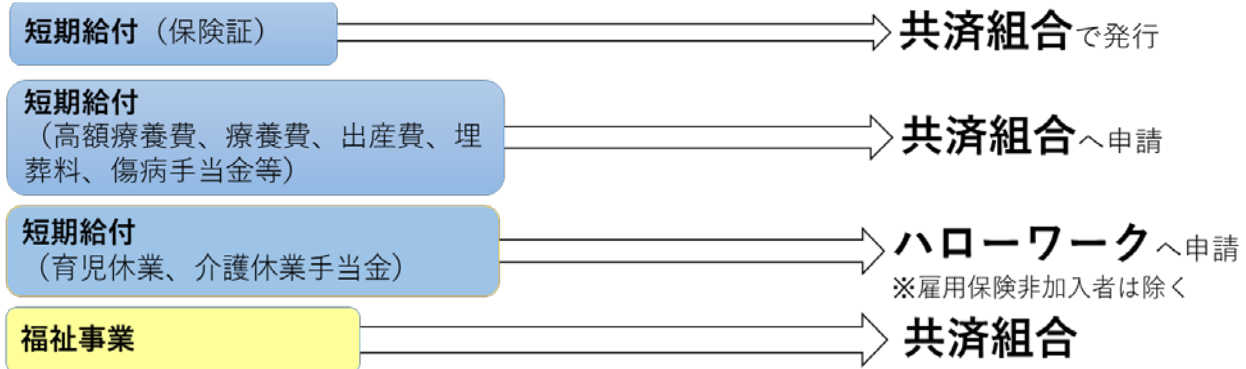
(※2) 学校勤務の会計年度任用職員パートタイムは公立学校共済加入です。



■短時間勤務職員の被用者保険の適用拡大(被保険者の加入要件)



■共済短期組合員の適用される給付・事業



■よくある質問

Q. 健康保険の変更のために、共済へ申請は必要ですか？

A. 本人の共済組合加入や協会けんぽ等の保険証の返却のお手続は各所属からご案内します。お知らせするまでお待ちください。

Q. 現在、家族が私の健康保険の扶養に入っています。申請が必要ですか？

A. **被扶養者は必ず申請が必要です。** これまで扶養に入っている、審査によっては認定されない可能性があります。

扶養の申請手続については、各所属を通じて3月頃ご連絡いたします。お知らせするまでお待ちください。

Q. 年金はどうなりますか？

A. 年金は引き続き厚生年金保険（日本年金機構）です。これまでと変わりません。

■お問い合わせ

組合員加入要件

担当 職員共済課

組合証・被扶養者・各種手当金

担当 医療福祉課

※ 現在の健康保険の喪失手続等、今後の手続きについては、各所属からご連絡いたします。お知らせがあるまでお待ちください。至急の確認を要する場合は、各区局共済担当課（総務課・職員課）を通じてお問い合わせください。